

「容量市場業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編（対象実需給年度：2025年度）」に関する

意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	22	<p>「市場支配力を有する事業者（※1）～」に関して、※1に「実需給年度が2025年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする」という記載がございます。500万kW以上の発電所を保有・所有する事業者が、取次により、一部の容量を別の事業者が応札することで、容量提供事業者単位では500万kW未満となる可能性もあります。500万kW以上の判断は、発電所を保有・所有する事業者単位で行うという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>2021年度メインオークションを対象とした市場支配的事業者の定義は、資源エネルギー庁発行の「容量市場における入札ガイドライン」にて、以下のように記載されており、原則として電源を保有する事業者単位で判断が行われます。</p> <p>> 市場支配的事業者の判定結果については(中略)、500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。</p> <p>> 原則として、事業者それぞれの供給力を単独で評価するが、協調行動のおそれが見つかった場合には、追加的な措置を行う。</p> <p>■容量市場における入札ガイドライン（令和3年6月25日） https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/youryougl_20210625.pdf</p>